

知財法務の勘所Q & A (第7回)

民法改正と知財法務



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 城山 康文

Q 民法が改正されたと聞きました。改正内容について不勉強なのですが、知財法務との関係では、どのような点に気を付けたらよいのでしょうか？

A 民法改正は、平成29年第189回国会で成立し、同年6月2日に公布されました（法律第44号）。しかし、読者の皆様の中には、「民法が改正されたことは知っているけど、何が変わったのかよくわからない。でも、施行はまだ先らしいから、もうちょっとしてから勉強しよう。」と思われる方が多いのではないのでしょうか。本稿では、そのような方々のために、知財法務への影響という視点から、重要と思われる改正内容をピックアップして紹介します。

1 民法改正の目的と経緯

法務省により民法改正の作業が10年近く行われていたことは知られていました。しかし、いったい何を換えようとしていたのかについては、あまり知られていませんでした。このことが、筆者を含め、「民法が改正されたことは知っているけど、何が変わったのかよくわからない。」という人が多い原因の一つになっていると思われます。

これについて、民法改正に反対の論陣を張られていた加藤雅信教授の論文「債権法改正法の成立 - 債権法改正総括 -」（名古屋学院大学論集（社会科学篇）Vol.54 No.2）を面白く読んで、なるほど、と合点が行きました。加藤教授の御説明によれば、民法改正を推進した人たちの大目標は、①債務不履行責任の無過失責任化、②パンデクテン体系の変更、③民法典の多条文化、④消費者契約法の民法典への取り込み、の4点にあったところ、様々な思惑からそれらは改正作業の過程では必ずしも明らかにされず、かつ、いずれも最終的には実現しなかったということです。

とはいえ、すでに改正法が公布され、施行へのカウントダウンが始まった以上、実務担当者としては、対応を迫られています。施行日は、平成32年4月1日とされたようです（平成29年12月15日報道）。とくに注意しなければならないのは、知的財産などを全く意識しない改正によって、巻き込まれ事故のように知財法務が大きな影響を受けることはないか、という点です。

以下、改正前の条文を示す場合は「改正前」、改正条文を示す場合は「改正後」と呼び、改正の施行の前後で変化がない場合はただ「民法」と呼ぶことにします。